

# 随意契約報告書

- 1 担当課 情報政策課
- 2 施行番号 契ま情 第 25 号
- 3 事業名 ケーブルテレビ施設整備宅引き宅内工事
- 4 事業場所 恵那市
- 5 事業概要 ケーブルテレビ施設整備宅引き宅内工事
- 6 工期 令和 3年4月1日 ~ 令和 4年3月31日
- 7 請負代金額 25,982,382 円
- 8 契約締結日 令和 3年4月1日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町中野449-13  
名称 (株)アミックスコム  
代表取締役 伊藤 義仁
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約理由書

番 号 契ま情第 25 号

業 務 名 ケーブルテレビ施設整備宅引き宅内工事

場 所 恵那市

業務期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

相 手 先 株式会社アミックスコム

随意理由 本工事は、恵那市の各家庭を光ファイバーで結び、ケーブルテレビサービス、告知放送、インターネットサービスなどを提供することにより、地域の情報提供システムの高度化を図り、住民への行政サービス、情報提供のリアルタイム化により地域コミュニケーションの向上を図ることを目的とする。

- 既存設備がアミックスコムへの接続を前提としており、他業者との契約を実施した場合、切替えのために不要な経費が発生する
- 恵那市全域で対応できる業者は他にいない
- 施工宅データ保有者であり、工事の際に情報がいち早く収集できる

以上により、当該相手先しか総合的な業務が行えないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しない場合）により随意契約とする。

# 随意契約報告書

- 1 担当課 建設課
- 2 施行番号 契建設 第 8 号
- 3 事業名 白坂川護岸復旧工事
- 4 事業場所 東野
- 5 事業概要 施工延長L=12m ブロック積工A=43.1m<sup>2</sup>
- 6 工期 令和 3年4月14日 ~ 令和 3年7月30日
- 7 請負代金額 2,838,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年4月14日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町久須見 1 3 0 6 - 3 0  
名称 (有)躍進  
代表取締役 伊藤 仁午
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約理由書

施行番号	契建設第 8 号
件 名	白坂川護岸復旧工事
施行場所	恵那市東野地内
施行期間	契約日から令和 3 年 7 月 30 日
相 手 先	恵那市東野 2414 番地 (有) 躍進

### 【随意契約理由】

白坂川において、護岸が一部崩壊しており、崩壊が進行すると民地に影響が出るため、出水期前に早期復旧作業を行いたい。

業者選定理由としては、地元業者である(有)躍進が対応可能であるため、(有)躍進との随意契約により行う。

これは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号 緊急の場合に該当する。

# 随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 1 号
- 3 事業名 兼平浄水場・石原田浄水場ろ過砂すき取り工事
- 4 事業場所 恵那市南部
- 5 事業概要 ろ過砂すき取り工 兼平浄水場 N=19池 石原田浄水場 N=22池
- 6 工期 令和 3年4月16日 ~ 令和 4年3月14日
- 7 請負代金額 5,186,500 円
- 8 契約締結日 令和 3年4月16日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山3-7-3  
名称 オルガノプラントサービス（株） 中部事業所  
中部事業所長 安達 広志
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約理由書

施工番号 水工第1号

業務名 兼平浄水場・石原田浄水場ろ過砂すき取り工事

業者名 オルガノプラントサービス(株)中部事業所

### 随意契約理由

当工事は、適宜、浄水能力等の状況把握を行い、適切な工事時期を見極める必要があり、また、場合によっては、緊急で工事を実施しなければならずその体制を確保していなければならない。また、工事実施前後には施設の操作をする必要があり、当設備を熟知した者でなければならない。これらに該当する業者は、水道施設運転管理業務を遂行している上記業者以外にない。

# 随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
  - 2 施行番号 契水環 第 49 号
  - 3 事業名 エコセンター恵那 処理施設定期修繕工事
  - 4 事業場所
  - 5 事業概要 破袋機（回転刃交換3回、スパーサー交換3回）、二次破碎機（回転刃・固定刃交換4回）、熱風炉（パーナー部品交換）、脱臭炉（点検）、成形機（ロールシエル組替3回、リングダイ1回）、熱風循環ファン、月例点検業務
  - 6 工期 令和 3年5月6日 ~ 令和 4年3月1日
  - 7 請負代金額 106,700,000 円
  - 8 契約締結日 令和 3年5月6日
  - 9 契約相手方 住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3  
名称 JFE環境サービス（株）  
代表取締役社長 佐藤 稔也
  - 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当
- 別紙「随意契約理由書」添付

# 随意契約理由書

契約の適用法令

167 条の 2 の 1 項第 2 号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏 名 JFE 環境サービス株式会社 代表取締役社長 佐藤 稔也

住 所 横浜市鶴見区弁天町 3 番地

理 由

エコセンター恵那は 2014 年に炭化炉を停止し、RDF 製造施設に変更した。この変更に伴い燃料費のランニングコストを押さえるために必要な乾燥設備・熱交換炉改造工事を行った。「ごみは資源」であるとの循環型社会の基本理念に基づき、RDF を産業界に供給するにあたり、RDF の顧客ニーズに対応したエネルギーとしての形状及び品質安定性、かつ継続的供給能力を担保するため、RDF 供給者側の視点に基づく、RDF 製造プラントの機能保持が重要な事項となることを念頭に本工事が施工された。

上記の工事は、既設設備の大幅変更を伴うことから、RDF 製造に実績のある、JFE 環境サービス（株）が設計、施工を行った。

今回の定期修繕工事は RDF 製造機器の延命を図ること及び、RDF 製造の安定を目的として施工をすることから、当初施工業者でないと、技術的に不可能である。

以上の理由により、当初施工を行った JFE 環境サービス(株)と随意契約を締結する。



# 随意契約報告書

- 1 担当課 建設課
- 2 施行番号 契建設 第 47 号
- 3 事業名 寺田川河川災害復旧付帯工事
- 4 事業場所 笠置町姫栗
- 5 事業概要 施行延長L=83.3m (護床工、護岸工)
- 6 工期 令和 3年5月20日 ~ 令和 3年6月30日
- 7 請負代金額 2,750,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年5月20日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町久須見 1 3 0 7 番地の 7  
名称 (有)樋田建設  
代表取締役 樋田 芳久
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第 1 項第6号 競争入札が不利な場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約理由

【根拠法令】 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号  
競争入札に付することが不利と認められるとき

### 【理由】

この工事は、履行中である寺田川河川災害復旧工事で施工する河床及び法面の洗堀防止を図るものであり、履行中の受注者に発注することによって、諸経費をより安くすることができるため、(有) 樋田建設と随意契約をする。

# 随意契約報告書

- 1 担当課 教育総務課
- 2 施行番号 契教総 第 70 号
- 3 事業名 システム食器洗浄機修繕
- 4 事業場所 大井町恵那市大井町 恵那市学校給食センター
- 5 事業概要 1 槽ポンプ ~ 3 槽ポンプ (WSK-37R特) 修理
- 6 工期 令和 3年5月25日 ~ 令和 3年6月15日
- 7 請負代金額 2,562,670 円
- 8 契約締結日 令和 3年5月25日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県岐阜市中鶉2-105  
名称 岐阜アイホー調理機(株)  
代表取締役 伊藤 隆男
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当  
  
緊急修理が必要なため

施行番号 契教総第 70 号

事業名 システム食器洗浄機修繕

業者名 岐阜アイホー調理機(株)

随意契約理由

緊急な修繕が必要なため、恵那市学校給食センターの調理機器類納入業者で機器メンテナンスに熟知した当業者に随意契約を行うもの

# 随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 7 号
- 3 事業名 乗越配水池UPS更新工事
- 4 事業場所 長島町
- 5 事業概要 無停電電源装置（UPS）7.5KVA N=1台
- 6 工期 令和 3年5月26日 ~ 令和 3年11月19日
- 7 請負代金額 3,960,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年5月26日
- 9 契約相手方 住所 東京都目黒区自由が丘 3 - 1 6 - 1 5  
名称 シンク・エンジニアリング（株）  
代表取締役 岡村 勝也
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約理由

下記の理由により随意契約を行います。

### 1. 関係法令

地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 2 号 性質又は目的が競争入札に適さない。

### 2. 随意契約理由

本業務は、乗越配水池の無停電電源装置（以下、「UPS」とする。）を更新するものであるが、UPS はシンク・エンジニアリングが開発したシステム（中央監視装置）の一部であり、UPS 設置後のシステムとの同期、配線等の作業はシンク・エンジニアリングでしか行うことができないため

### 3. 見積方法

1 社見積

### 4. 入札方法

特別な随意契約 紙入札 1 社

# 随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 60 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 定期（点検・清掃）工事
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 脱臭排ガス用空気圧縮機 減温塔用空気圧縮機 計装用空気圧縮機 雑用空気圧縮機 窒素ガス発生装置 排水処理設備 排ガス分析計 酸素濃度計 塩化水素濃度計 ガス検知警報器 二酸化炭素消火設備 非常用発電機 乾燥設備等 清掃業務
- 6 工期 令和 3年6月1日 ~ 令和 4年3月1日
- 7 請負代金額 41,800,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年6月1日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目 2 7 番 8 号  
名称 メタウォーター（株）営業本部 中日本営業部  
部長 糸田 貴史
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当
- 別紙「随意契約理由書」添付

## 随意契約理由書

### 契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

### 契約の相手方

氏名 メタウォーター株式会社 中日本営業部 部長 糸田 貴史

住所 名古屋市西区名駅二丁目27番8号

### 理由

本施設は、性能発注方式により(株)栗本鐵工所が受注し、設計及び施工を行った施設である。そのため、機器や設備の管理には特殊技術を必要とするものが多数存在し、そのメンテナンスは設計施工を行った業者以外出来ないため、施工業者の(株)栗本鐵工所がしばらくメンテナンスを行っていた。その後、平成20年10月に(株)クリモトテクノスへ環境事業部門が事業譲渡され、さらに平成21年7月に(株)栗本鐵工所及び(株)クリモトテクノスからメタウォーター(株)へ3社契約により環境事業部門が事業譲渡された。現在ではメタウォーター(株)が技術情報を含めメンテナンス技術を引き継いでいる。

以上の事から、今回行う各機器の点検整備には、限られた時間内で過去の点検整備状況との比較や診断、及び清掃作業により、飛灰、排ガスのダイオキシン類の発生を抑制することを目的として行う整備であるため、技術情報やメンテナンス情報を引き継ぎ、作業を熟知しているメタウォーター(株)以外では困難であることからこの事業者と随意契約を締結する。



# 随意契約報告書

- 1 担当課 教育総務課
- 2 施行番号 契教総 第 79 号
- 3 事業名 給食センターアレルギー食調理室増築機械工事
- 4 事業場所 大井町恵那市大井町 恵那市学校給食センター
- 5 事業概要 アレルギー食調理室、和え物室の増設（機械、管分）
- 6 工期 令和 3年6月25日 ~ 令和 3年11月30日
- 7 請負代金額 22,550,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年6月25日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町久須見 1 0 9 2 - 7  
名称 (株)西尾管工業  
代表取締役 西尾 高司
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第8号 落札者のない場合に該当

入札前日に入札予定の2社が辞退届を提出し入札が成立しなくなりました。原因を調査したところ、1社は他の工事と時期が重なること、1社は設計額に対する請負困難とのことでした。今回設計を見直し請負の意思がある後業者と随意契約するもの。

## 随意契約理由書

施行番号 契教総第 79 号

事業名 給食センターアレルギー食調理室増築機械工事

業者名 (株)西尾管工業

### 随意契約理由

5月27日に2業者で入札予定だった当工事は、入札前日に2業者とも入札を辞退し不調となった。原因を調査したところ、1業者は他の工事と重なるため、もう1業者は設計金額に対して請負が困難との理由での辞退であった。

設計を見直したところ、当初予算での発注では予算不足となるため、同項目である工事請負費の入札差金の流用により予算を確保した。

#### 「設計変更した理由」

- ・換気設備工事で使用する素材が、設計時の素材と詳細な仕様が異なり、見積もり単価と大きな差があったため単価を修正した。
- ・ガラリ（換気扇）の設計数量が必要数より少なかったため修正した。

#### 「業者選定の理由」

- ・当業者は当初の入札の参加申請者で、この工事の見積を一度しており、速やかに見積書を提出できる。
- ・当業者は恵那市学校給食センターのすぐ近くにあり、現場での急を要する事態に速やかに対応できる。
- ・既設建物との取り合い部分は夏休み中に施工する必要があるが、現在教育委員会から市内小学校トイレ洋式化工事が発注され、市内の管工事業者も夏休みに向けて忙しくなることが予想される。また、当初の入札の参加申請者も当業者を含め2社のみで、他の業者に施工可能か打診したところ断られた。

以上の理由から、随意契約を行うもの。